

児童ポルノ等被害が深刻化する中での  
青少年の健全育成について

第31期東京都青少年問題協議会緊急答申

平成29年5月30日

東京都青少年問題協議会

## 目 次

はじめに .....	1
第1章 現状と課題 .....	2
第1 青少年の自画撮り被害を取り巻く現状 .....	2
1 青少年の自画撮り被害の状況 .....	2
2 青少年の自画撮り被害の実態 .....	3
3 青少年の自画撮り被害の防止に関する主な現行法令 .....	4
4 青少年の自画撮り被害の防止に資する現行の主な取組 .....	4
第2 青少年の自画撮り被害の防止に向けた課題 .....	7
1 青少年の自画撮り被害防止には、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが 大きい現状があること .....	7
2 現行の法令では、青少年の画像の提供を未然に防止することが十分にできない 現状があること .....	7
3 都の取組は、国や民間の取組と相互に補完し合うよう連携して行う必要が あること .....	7
第2章 具体的な対応方策 .....	8
第1 悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階 .....	8
1 普及啓発、教育、相談等対応 .....	8
2 技術的対応 .....	10
3 規制等対応 .....	10
第2 青少年への撮影・送信の働きかけ段階 .....	11
1 普及啓発、教育、相談等対応 .....	11
2 技術的対応 .....	13
3 規制等対応 .....	13
第3 青少年が画像を送信した後の段階 .....	17
1 普及啓発、教育、相談等対応 .....	17
2 技術的対応 .....	17
3 規制等対応 .....	17
おわりに .....	18

## 参考資料

- 1 諮問
- 2 第 31 期東京都青少年問題協議会（児童健全育成部会）審議経過
- 3 第 31 期東京都青少年問題協議会委員名簿
- 4 青少年の自画撮り被害を取り巻くデータ
- 5 東京都青少年・治安対策本部における自画撮り被害防止に資する普及啓発の取組について
- 6 自画撮り被害の主な事例
- 7 論文「いわゆる「自画撮り被害」に遭う子供たちについて」  
(お茶の水女子大学 教授 坂元 章)

## はじめに

脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」については、昨今目立つようになった青少年の健全育成上の社会問題である。

次代を担う青少年に与える影響の深刻さや被害の増加傾向を鑑みると、このような問題がいち早く顕在化している東京都において、率先して今すぐ取り組むべき喫緊の課題と言えよう。

平成16年頃から、児童ポルノ事件の検挙件数や被害児童数が増え始めたが、そのような社会情勢の中、平成23年頃から、高校生や中学生を中心に、スマートフォンが急激に普及し始め、インターネット利用の低年齢化が進み、判断能力の未成熟な青少年が多くネット上で活動し始めたことにより、これらが相まって、「自画撮り被害」が社会問題化したものと考えられる。

それ以前には、想像だにできなかった状況であり、判断能力を有する大人の中には、過去の経験からも、現在の実感からも、理解し難い状況であると感じる方もいるかもしれない。

しかし、いつの時代にも青少年は判断能力が未成熟なものであり、大人はこれに付け込む様々な行為から青少年を守っていかなければならない。

高度情報通信社会やグローバル化の進展により、情報通信技術（ICT）が社会に深く浸透し、実社会になくってはならない手段となっている近年においては、青少年が主体的に課題解決を図ることができるよう、最新の情報手段を積極的に活用できる環境を整備するとともに、これらによって不利益を受けないように守り、健やかに成長できるように助けていくことが、社会の役割であり、大人の責任である。

自画撮り被害に遭った青少年は、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたり、また、一度インターネット上に流出した画像等は回収が困難で、将来にわたって不安を抱き続けたりすることがある。このような被害に遭う青少年が一人でも減るよう、一刻も早く環境を整備することが求められている。

青少年の自画撮り被害について、現状と課題を整理した上で、普及啓発の充実、条例による悪質な働きかけの規制等を含め、取り組むべき対策について緊急に検討した結果をとりまとめたのがこの答申である。

この答申が、児童ポルノ等被害が深刻化する中で、青少年を守り、その健全な育成に資すれば幸いである。

## 第1章 現状と課題

本章では、諮問の中で問題提起された、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年<sup>1</sup>が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」について、取り巻く現状と被害防止に向けた課題を整理する。

### 第1 青少年の自画撮り被害を取り巻く現状

最近の青少年のスマートフォンの所有率の伸びは著しく、平成28年度の全国の高校生の94.8%、中学生の51.7%、小学生（4年生以上）の27.0%がスマートフォンを所有している<sup>2</sup>。

他方、都内の高校生、中学生、小学生（4年生以上）のスマートフォンの所有率は、91.5%、60.7%、18.6%である<sup>3</sup>。

高校生については、全国、都内ともにスマートフォンの所有率が飽和に近い状態で、ほぼ同程度であるが、中学生については、都内が全国に比べてその所有率が約10%高い状況である<sup>4</sup>。

このような急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都に寄せられる相談をみると、特に児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談の割合が増えている<sup>5</sup>。

この種のトラブル相談については、全国<sup>6</sup>、都内ともに、中学生からの相談数が特に増加している。

#### 1 青少年の自画撮り被害の状況

上記児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談のうち、自画撮り被害や、被害に繋がりがねない働きかけを受けたことに関する相談が多く寄せられていることが近年の特徴である。

全国の児童ポルノ事件全体の検挙件数及び被害児童数は増加傾向で、平成28年も過去最高を更新し、深刻な状況にある。その中でも、「自画撮り被害」に係る被害

1 青少年：18歳未満の者をいう。本文中「児童」も同意義である。

2 内閣府が実施した「平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成29年3月）より

3 東京都が実施した「平成28年度家庭等における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査」（平成29年3月）より

4 小学生（4年生以上）については、東日本大震災の直後に小学校に入学した児童（調査当時の小学6年生相当）を含んでおり、当時、保護者による位置情報確認のニーズが全国的に高まり、当該児童へのスマートフォンの普及が一時的に進んだとの指摘もあり、解釈が難しい。

5 東京都が開設している相談窓口「こたエール」（4ページ参照）に寄せられた青少年のネットトラブルに関する相談件数は増加傾向にあるが、平成28年度は、前年度と比較して、1,020件減少したものの、性的画像等に関する相談の割合は、1.8%増加し、年々増加傾向にある。

6 本協議会第2回児童健全育成部会における違法・有害情報相談センター桑子博行センター長の講演より

児童数は4年間で約2.3倍になるなど、年々増加しており、被害態様別で児童ポルノ被害全体の約4割前後を占め、懸案となっている<sup>7</sup>。

## 2 青少年の自画撮り被害の実態

ア 全国の青少年の自画撮り被害の約8割について、被害青少年と加害者とは面識のない状況にあり、そのうち、コミュニティサイトで知り合ったケースが95%を超えている<sup>8</sup>。つまり、多くのケースで、青少年は、コミュニティサイトで知り合った面識のない者から働きかけを受け、自画撮り被害に遭っている。

イ また、具体的な事例をみると、青少年は加害者とコミュニティサイトで知り合った後、多くは1対1のやりとりに移行し、「相手にしつこく求められて、諦めた気持ちになり、自分の裸の画像を送ってしまった」など、青少年の性に関する判断能力の未成熟さ<sup>9</sup>に付け込まれて画像を送信させられている実態があり、また、「一度画像を送ったらその画像で脅された」など、画像の送信により被害がエスカレートするケースも見られる。

なお、青少年の性に関する判断能力の未成熟さに付け込む手口としては、執拗に要求する、欺く、誤解させる、威迫する、対償を供与する、その供与を約束する、困惑させる等様々な方法がみられる。

ウ これらの被害が発生する背景には、

- スマートフォンを使えば青少年が簡単な操作で自分を撮影し、保護者に気付かれずに画像を送信できること
- 写真加工アプリやSNSの流行により、自分の写真を撮ることが日常化していること
- 加害者は、インターネットを利用することで大勢の青少年に接触することができ、その中で1対1のやりとりに応じるなど、将来画像を送信してくれる可能性がある青少年を効率的に探せること

等、利用されるインターネットやスマートフォンの特性も大きく影響している<sup>10</sup>。

エ 一旦インターネット上に流出した画像等は回収が困難で、たとえ画像を送信した相手との連絡を絶ったとしても、被害青少年は、「ネットのどこかに自分の裸の画像がばらまかれているのではないか」、「学校や友達、親の目に入ったら生きていけない」などと考え込み、将来にわたって不安を抱き続けることになり、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれる実態もある。

---

7 警察庁の統計より

8 同上

9 本協議会第1回総会におけるお茶の水女子大学坂元章教授のプレゼンテーションより

10 同上

### 3 青少年の自画撮り被害の防止に関する主な現行法令

青少年の自画撮り被害の防止に関する主な現行法令は次のとおりである。

- (1) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）第7条では、児童ポルノやその電磁的記録の所持、保管、提供、製造等を禁止している。

児童ポルノ等の自画撮り被害が生じた場合、加害者には同条第4項の製造罪が適用されるケースが多いが、未遂罪の規定はなく、自画撮り被害に繋がる働きかけ行為自体を罰する規定はない。

- (2) 刑法（明治40年法律第45号）

加害者が脅迫等の手段を用いれば、児童ポルノ等の自画撮り被害が生じた場合、刑法第223条（強要罪）等が適用されることがある。

また、自画撮り被害に繋がる働きかけ行為自体が、刑法第222条（脅迫罪）、第223条（強要罪）の未遂等に該当すれば罰せられるが、加害者が青少年の判断能力の未成熟さに付け込む方法で働きかけを行う場合、働きかけ行為自体はこれらに該当しないことも多い。

### 4 青少年の自画撮り被害の防止に資する現行の主な取組

- (1) 都の主な取組

#### ア 普及啓発・教育

児童ポルノやJKビジネスなどの性被害等の防止を目的に、青少年のみならず、保護者、地域の大人等を対象にした性被害等防止対策講演会や、ネット等に関する家庭でのルール作りの普及を目指した「ファミリールール講座」等を開催し、青少年の被害予防を図っている。

また、公立の小学校・中学校・高等学校では、いじめ等のトラブルや犯罪の回避、学習への悪影響を防ぐためのルール（「SNS東京ルール」）を策定し、児童・生徒自らが考える力をつけることを目的に作られた教材（「SNS東京ノート」）を使って青少年への教育を進めている。

#### イ 相談対応

青少年のネット・ケータイに関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うため、青少年やその保護者、学校関係者などが気軽に相談できる総合的な窓口として、「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク『こたエール』」を開設しており、インターネットや電話で相談を受け付け、関係機関と連携しつつ適切な解決を図るとともに、相談の内容を分析し、都民への啓発、事業者への

フィルタリング開発を支援するための情報提供等を行っている。

#### ウ 利用環境の整備

青少年をインターネット上の有害な情報から守るためにフィルタリングは有効であることから、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年条例第181号。以下「健全育成条例」という。）に基づき、携帯電話販売店は、スマートフォン等の契約時に青少年の利用の有無を確認し、青少年が利用する場合には、フィルタリングの利用について保護者等に説明することとされており、都は、立入調査によりその説明状況の確認を行っている。

また、同条例に基づき、青少年に対するインターネット上の有害情報対策を主な目的とした携帯電話端末等の推奨を行っている。

#### エ 取締り等

警察では、児童ポルノ事犯の検挙を強化しているほか、都及び都内の民間団体との連携・協力による児童ポルノ対策の強化、被害児童の立ち直り支援等に向けた情報交換及び協議等を行う「STOP！児童ポルノ官民連絡会議」を開催している。

### (2) 国の取組例

#### ア 児童の性的搾取等に係る対策

平成29年4月に政府の犯罪対策閣僚会議において策定された「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」に、

- 児童買春・児童ポルノの被害状況の分析結果を踏まえた被害防止のための広報・啓発活動の推進
- 児童買春・児童ポルノは重大な人権侵害であることの周知
- 自画撮り被害を防止するための広報・啓発活動の推進
- 児童ポルノの流通・閲覧防止に関する取組や児童ポルノに係る違法情報の関係機関への通報等について、官民一体となった国民に対する広報・啓発活動の推進

等が盛り込まれ、警察庁や内閣府、総務省等がこれらに取り組むこととされた。

また、同計画には、

- 被害児童に対する調査研究の実施

という項目も盛り込まれており、「自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究を行い、その結果を被害防止施策に活用する。（警察庁）」とされている。

#### イ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

内閣府が主催する青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において、青少年のインターネット利用環境をめぐる問題の一つとして「コミュニ



ティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加」が挙げられている。

同検討会では、有識者らにより、

- 青少年に対しインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進すること
- フィルタリングの性能の向上及び利用の普及を推進すること
- 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等を支援すること

等の意見がとりまとめられた。

#### ウ 平成28年度総合セキュリティ対策会議

警察庁が開催している総合セキュリティ対策会議において、平成28年度は「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の在り方」について会議を4回開催した。

構成委員等による発表や意見交換を通じて、

- コミュニティサイト事業者による主体的な取組の推進
- サイバー防犯ボランティアの活性化
- 不適切な書き込みを行う者に対する対策の推進

といった今後の方向性がとりまとめられた。

### (3) 民間の取組例

#### ア プロバイダに対する画像の削除要請

「インターネットの悪用を抑え自由なインターネット環境を護るために、統計を用いた科学的アプローチ、数値化した効果検証スキームを通して、悪用に対する実効的な対策を立案し実行していく」ことを目的に設立された一般社団法人セーフターインターネット協会では、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報について、インターネット利用者から情報提供を受け、警察等への通報及び国内外のプロバイダに対する違法・有害情報の削除要請を行っている。

同協会では、自画撮り被害の申告があれば、流出した画像についても画像の削除要請を行っている。

#### イ フィルタリングに関するWebサイトやアプリケーションの認定

青少年のフィルタリング利用を促進するため、フィルタリングの改善活動の一環として、青少年の利用に配慮した運用管理体制を構築・維持しているWebサイトやアプリケーションを、フィルタリングのアクセス制限対象から除外するという認定制度を運用している一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）は、認定したWebサイトやアプリケーションに対し、十分な運用管理体制がとれているか定期的に監視している。

## 第2 青少年の自画撮り被害の防止に向けた課題

第1の「青少年の自画撮り被害を取り巻く現状」を踏まえると、被害防止に向けた課題は、次のとおりである。

### 1 青少年の自画撮り被害防止には、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きい現状があること

第1の2に記載のとおり、青少年の自画撮り被害に繋がる働きかけの多くが、1対1のやりとりの中で行われている。

このような1対1の閉鎖的な環境下のやりとりは、通信の秘密に守られるため、通信事業者や保護者等がこのような働きかけを警戒することは困難である<sup>11</sup>。

したがって、その被害防止には、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きくならざるを得ない。

### 2 現行の法令では、青少年の画像の提供を未然に防止することが十分にできない現状があること

第1の3に記載のとおり、青少年の自画撮り被害の防止に関する現行法令については、刑法や児童ポルノ禁止法等がある。

しかし、青少年の判断能力の未成熟さに付け込み、刑法上の「脅迫」や「強要」に該当しないやり方で画像が入手されてしまうことも多い。

また、児童ポルノ禁止法では、画像が加害者に提供されるまでは規制できない。

したがって、現行法令では、青少年の画像提供を未然防止することが十分にできない。

### 3 都の取組は、国や民間の取組と相互に補完し合うよう連携して行う必要があること

第1の4に記載のとおり、国や民間においても、青少年の自画撮り被害の防止に資する取組が行われている。

青少年の自画撮り被害を防止するためには、「青少年への撮影・送信の働きかけ段階」への対策のみならず、「悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階」や「青少年が画像を送信した後の段階」における国及び民間の取組と相互に補完し合い連携した対策を進める必要がある。

---

11 本協議会第2回児童健全育成部会における一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）藤川由彦氏の講演より

## 第2章 具体的な対応方策

第1章の「現状と課題」を踏まえ、第2章では、「悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階」、「青少年への撮影・送信の働きかけ段階」、「青少年が画像を送信した後の段階」の3段階それぞれにおいて、「普及啓発、教育、相談等対応」、「技術的対応」、「規制等対応」の3つのカテゴリ一別に、青少年の自画撮り被害への具体的な対応方策を提言する。

### 第1 悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階

諮問のとおり、高度情報通信社会やグローバル化の進展により、情報通信技術（ICT）は、世代や地域を越え、人と人とを結び付けるなど、実社会になくてはならないものとなっており、スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化は、今後ますます進むことが見込まれる。

このことを青少年の自画撮り被害という観点から見ると、青少年にとっては、判断能力が形成途上である間に、悪意のある者と遭遇するリスクが増えることを意味しており、他方、悪意のある者にとっては、標的となる判断能力が形成途上である青少年と遭遇する機会が増えることを意味している。

そこで、青少年の自画撮り被害を減らすためには、青少年の年齢に応じたネット利用に配慮しながらも、悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始の可能性を低減させる取組が一層求められる。

なお、取組に当たっては、スマートフォンのみならず、ゲーム機等の利用においても、そのような遭遇・やりとりの機会があることに留意しなければならない。

また、効果的な取組を行うためには、青少年のネット利用の実態、悪意のある者の標的探しの実態、両者がネット上で遭遇し、やりとりを始めるに至る実態等を十分に把握することが不可欠であるとともに、時々刻々と変化するこれら実態をタイムリーに把握していくこと、把握した実態について社会全体で情報共有を図っていくことが必要である。

#### 1 普及啓発、教育、相談等対応

##### (1) 青少年のフィルタリング設定等に向けた保護者等の知識・技術向上に資する普及啓発の強化

悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始の可能性を低減させるためには、青少年のフィルタリング設定や家庭におけるネット利用に関するルール作りを進めることが効果的であるが、日常的にネットを利用している青少年に比べて、保

護者等のネットに関する知識・技術が不十分な状況にある。

保護者の知識・技術を向上させれば、青少年のフィルタリング設定や家庭におけるネット利用のルール作りの話し合いを促進させるだけでなく、子供のネット利用の仕方が悪意のある者に遭遇するリスクの高いものかどうか、子供が危険な働きかけを受けた際に、これを回避できそうかどうか等について保護者が自ら判断し、必要に応じて子供との話し合いを持つことが期待できる。

また、学校や地域社会において、一人でも知識・技術の高い大人がいれば、周囲の大人の相談にも乗ることができ、より広範囲な普及啓発効果も期待できる。

都は、これまでも保護者等の知識・技術向上に資する普及啓発に取り組んでいるが、普及啓発講演会等を行う場合には、これらのニーズを踏まえ内容を充実させるとともに、参加しやすいような環境を整えるなど、保護者等への普及啓発を強化することが重要である。

## (2) ネット利用に関するルール作り等に向け青少年の自発的取組を促す普及啓発の充実

青少年は、思春期ゆえに、目上の者からの押し付けを嫌う傾向がある反面、友人等の行動への同調傾向は強い。

したがって、青少年が自発的にネット利用に関するルール作りやフィルタリング設定に取り組むことを促し、実行した青少年を増やしていくことが、青少年全体に良い影響を与えていくことになる。

都は、インターネットの利用や発信についての適切な判断能力の向上のため、家庭や学校を通じて、スマートフォンやSNS等を使用する際のルールを自ら作り、守るように啓発を行うなど、青少年に自分で考えてもらう取組を進めているが、青少年が受け入れやすいよう、比較的年齢が近い大学生等とのグループワークを開催するなど、普及啓発の工夫をすることも重要である。

また、「児童ポルノ」という表現は、青少年や保護者等にとっては「加害者が作成（撮影）するもの」というイメージが強く、自分で撮影・送信させられる「自画撮り被害」のイメージとは馴染みにくいものであることから、都は、普及啓発に当たっては、青少年や保護者等に伝わりやすい文言で発信することなどにも留意すべきである。

## (3) 青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等を踏まえた効果的な普及啓発の展開

本年度、国において、青少年の自画撮り被害について全国調査を行うこととされている。大規模な「被害青少年に関する調査」を行うのであれば、都は、青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等の分析結果の提供を受け、同様の行動パターン等のある青少年に対して、被害に遭うおそれが高いこと

を自覚させるなど、効果的な普及啓発を展開すべきである。

また、悪意のある者による標的探しの手口について、その実態の把握に努め、具体的な手口に関し青少年に注意を喚起するといった普及啓発も必要である。

## 2 技術的対応

### (1) 国における被害青少年に関する調査に係る調査結果の提供要望

青少年の自画撮り被害について、被害青少年のネット上の行動パターン等に共通の特徴が見られ、それが悪意のある者との遭遇のリスクを高めていたことが裏付けられれば、青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等を抽出することが可能となる<sup>12</sup>。

これにより、効果的な普及啓発が展開できるほか、将来的には、インターネット事業者等によるそのような青少年に対する注意喚起等の自主的な取組も期待できるようになる。

したがって、「1 普及啓発、教育、相談等対応」の「(3) 青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等を踏まえた効果的な普及啓発の展開」のとおり、本年度、国で大規模な「被害青少年に関する調査」を行うのであれば、被害青少年のネット上の行動パターン等の把握ができる調査内容とすることや、調査結果を自治体に提供することについて国に要望すべきである。

## 3 規制等対応

### (1) フィルタリング設定の徹底に関する法律改正が行われた場合の健全育成条例の改正の検討

国においては、フィルタリング設定の徹底について、青少年インターネット環境整備法の改正が検討されているため、今後、同改正がなされれば、改正内容に合わせ健全育成条例の改正の必要性の有無も検討していく必要がある。

### (2) 国におけるコミュニティサイト等に起因する児童の犯罪被害についての対策検討の注視

国においては、コミュニティサイト等に起因する児童の犯罪被害についての対策の検討が進められている。青少年の自画撮り被害の大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生しているため、国におけるこの検討状況の今後を注視し、対応していく必要がある。

---

<sup>12</sup> 本協議会第3回児童健全育成部会における東京大学大学院鳥海不二夫准教授の講演において同旨発言

## 第2 青少年への撮影・送信の働きかけ段階

青少年が自画撮り被害に遭うプロセスにおいて、青少年へ撮影・送信の働きかけが行われるのは、コミュニティサイト上で遭遇した相手方と、1対1のやりとりに移行した後であることが多い。

通信の秘密に守られるこの1対1の閉鎖的な環境下のやりとりにおいて、青少年が自画撮り被害に遭わないようにするためには、現状では、青少年自身の性に関する判断能力という、自己防御力に頼る部分が大きくならざるを得ない。

そこで、青少年の自画撮り被害を減らすためには、何よりも、青少年自身の性に関する健全な判断能力を高めていかなければならないことはもちろんであるが、青少年の能力形成のスピードには個人差があることから、青少年の判断能力が形成途中である間は、被害に遭うリスクを低減するよう様々な取組により補完することが求められる。

このような観点から、健全育成条例において、児童ポルノ等被害が深刻化する中で、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全育成を図るため、性に関する健全な判断能力が形成途中であることに乗じて青少年に児童ポルノ等の作成・提供を勧誘する行為を禁止するとともに、このような福祉を阻害するおそれのある働きかけから青少年を守ることに資する取組等を推進するための規定を整備することも考慮に入れるべきである。

### 1 普及啓発、教育、相談等対応

#### (1) 健全育成条例改正による青少年の性に関する都の責務の追加

現行の健全育成条例では、青少年の性に関する、あるいは、インターネット利用に関する健全な判断能力の育成等について、都、事業者、保護者等の責務がそれぞれ規定されている。

しかしながら、現行の都の責務規定には、青少年の自画撮り被害のように、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途中であることに起因してその福祉が阻害されるというケースへの対応がカバーされていない。

そこで、このようなケースをカバーするため、都の責務として同条例に規定し、青少年、保護者等への普及啓発等を充実していくべきである。

#### (2) 追加された都の責務に基づく普及啓発等の強化

ア 後述の「3 規制等対応」の「(1) 健全育成条例改正による児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止」のとおり健全育成条例を改正したとしても、例えば次の①～③の場合、青少年の画像提供を未然防止できないため、このような点にも着眼をした普及啓発等の施策の推進に努める必要がある。

- ① 勧誘を受けず、青少年が自ら画像を作成・提供した場合
- ② 健全育成条例で禁止されない勧誘を受けた青少年が、安易にこれに応じて画像を作成・提供した場合
- ③ 健全育成条例で禁止される勧誘を受けた青少年が、保護者や相談窓口にご相談せず、画像を作成・提供した場合

イ 青少年は、性に関する健全な判断能力が形成途上であり、将来のダメージについてよく考慮しなかったり、それを過小評価してしまうなどのため、リスク志向行動が顕著になりやすいという発達的な特性を持つ<sup>13</sup>。

この特性を踏まえると、青少年に対して普及啓発等を行う際には、画像送信がもたらす将来のダメージについて十分理解させるとともに、リスク志向行動を抑制する働きかけが効果的であると考えられる。例えば、青少年に所属する集団の中で「性的画像を他人に送らないこと」を宣言させる、あるいは、青少年から他者に「性的画像を他人に送らないこと」を啓発させるといった方法は、画像送信行動の抑制に有用性があると考えられる。

ウ また、青少年は判断能力が形成途上であるため、判断に迷った場合に気軽に相談できる窓口があることの周知を徹底することも重要である。

働きかけを受けた青少年は、窓口にご相談することに対して、「親や学校に連絡がいくのではないか」、「対応した職員に怒られるのではないか」という不安を持ち、相談窓口へのアプローチを躊躇するケースも少なくない。

都は、これまでもメール・電話での相談窓口を開設しているが、そのような不安を払拭するような広報を様々な機会を捉えて行うことはもとより、青少年が気軽に相談できるよう、相談の一次的な対応を比較的青少年と年齢の近い同性職員に担当させて信頼関係を築いた後、ベテランの職員に引き継ぐなど、都の相談体制について配慮することも重要である。

また、相談の主体が児童・生徒であることを考慮して、電話相談をフリーダイヤルにすることや、その広報媒体に、青少年がよく利用するSNS等を利用することなども検討すべきである。

エ 後述の「3 規制等対応」の「(1) 健全育成条例改正による児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止」のとおり改正された健全育成条例の規定には、悪質な勧誘行為の抑止効果や、勧誘段階での取締りによる青少年の画像提供の未然防止効果のほか、青少年に対して、このような勧誘行為自体が「悪いこと」であり、それを断ることは「悪くないこと」であるとの認識を広げる効果が期待される。これまでの被害実態をみると、画像を送るように勧誘されてどうしたらよいのか分からず、度重なる勧誘に応じて画像を送ってしまったという事

13 本協議会第1回総会におけるお茶の水女子大学坂元章教授のプレゼンテーションより

例も多くあったが、健全育成条例改正に合わせて、そのような勧誘は断ることが正しく、勧誘行為を受けた場合には、画像を提供する前に相談をするということを、青少年が意識するような普及啓発を図っていくことが必要である。

## 2 技術的対応

### (1) 健全育成条例改正によるネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーション等の推奨対象への追加

青少年の判断能力の形成途上の状態を補完するものとして、民間において、インターネット上の有害な働きかけ等から青少年を守るために有益なアプリケーション等が開発され、広く青少年に利用してもらえることが望ましい。

例えば、青少年が利用しているSNS等のサービスにおいて、青少年へ特定の働きかけがあった場合に、保護者に知らせたり、相手方に警告を行ったりするアプリケーションや、青少年による性的画像の送信前に当該青少年へ注意喚起を行うアプリケーション等が想定される（ただし、このようなアプリケーションについては、セキュリティの確保及び子供の人権にも配慮した仕組みでなければならない。）。

そこで、現行の健全育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報入手することを予防することに配慮した携帯電話端末及びアプリケーションを推奨対象としているが、青少年の健全な判断能力が形成途上であることに起因して青少年の福祉が阻害されないために有益なアプリケーション等を推奨対象に加えることができるよう規定を整備すべきである。

そのようなアプリケーション等を推奨することにより、より多くの青少年にそのアプリケーション等を利用してもらえれば、被害の未然防止に資するとともに、民間における有益なアプリケーションの開発も促される。

### (2) 都がアプリケーション等を推奨した後の積極的な広報

都がアプリケーション等を推奨した後、推奨の効果を上げるためには、本アプリケーション等をより多くの青少年に利用してもらうことが必要である。

そこで、青少年に推奨の事実を知ってもらうのみならず、広く保護者にもそのアプリケーション等の有用性を理解し、子供とその利用について話し合いを持ってもらうためにも、アプリケーション等を推奨した後の広報についても一層の強化を図るべきである。

## 3 規制等対応

### (1) 健全育成条例改正による児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止

ア 青少年に対し、当該青少年の姿態に係る児童ポルノやその電磁的記録を作成し



たり、人に提供したりするように勧誘する行為で、一定の状況・態様で行われるものについては、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年にとって、その福祉を阻害するおそれの高い行為となる。

しかし、このような行為の手口は日々、複雑巧妙化しているため、前述のような普及啓発、教育等による対応や技術的対応では、被害の防止に限界があり、また、刑法に抵触しない場合も多い（当該勧誘行為自体は、児童ポルノ禁止法にも抵触しない。）。

このため、判断能力が形成途上にある青少年の一層の保護を図るには、前述の対応と併せて、健全育成条例において当該勧誘行為を罰則をもって禁止することにより、同行為の抑止や防止を図るとともに、そのような行為が許されないものであることを明確にする必要がある。

この場合において、「一定の状況・態様」については、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段による勧誘を類型化して掲げることが適当であり、具体的には、次の①～⑤に掲げる方法等による勧誘を規定することが望ましい。

- ① 青少年が拒絶しているにもかかわらず勧誘する方法
- ② 欺き、又は誤解させる方法
- ③ 威迫する方法
- ④ 対償を供与し、又はその供与の約束をする方法
- ⑤ その他困惑させる方法

なお、健全育成条例は、青少年の行為に対して直接制限の形式を取らず、青少年を取り巻く社会の責任において、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するという間接的な方法により、目的の達成を図ることとしているものであり、このような健全育成条例の趣旨を踏まえれば、この禁止規定については、青少年が勧誘をした場合、条例違反にはなるものの罰則の適用はないこととするのが適当である。

また、都外所在の者から、都内所在の青少年にメール等で当該勧誘が行われた場合に、都内所在の青少年を守るために必要な限度において、当該都外所在の者に対しても適用されることとすべきである。

イ アに関する主要な法的論点の整理は、次のとおりである。

#### ① 禁止行為の明確性

条例上禁止される行為が明確に規定されなければならないことは、大原則である。

本禁止規定は、禁止される勧誘の内容を、表現行為として高い価値を有しない「児童ポルノやその電磁的記録」という、既に児童ポルノ禁止法により

所持・製造・提供等が禁止されているものに限定し、かつ、勧誘の方法を「青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段（類型化して掲げるもの）による勧誘」に限定することで、現在社会問題となっている青少年の「自画撮り被害」に繋がる働きかけ行為を一定の明確性を持って切り取り、必要な処罰範囲の限定もなされる<sup>14</sup>。

## ② 直罰規定とすることの妥当性

健全育成条例上禁止する行為は、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年に対するその福祉を阻害するおそれの高い行為であり、青少年が健全に成長する環境づくりのため、大人に対して、このような勧誘行為に対する責任を問い、大人の姿勢を正すために罰則をもって禁止することが適当なものである。

なお、謙抑主義の見地から言えば、行政命令や警告等の行政措置をまず検討すべきであるが、青少年の自画撮り被害に繋がる働きかけは、その大半が、コミュニティサイト上で知り合った面識のない相手からのものであるため、行政手段により相手を特定することは難しく、行政措置の名宛人を特定できない。したがって、実効性を担保するためには、強制捜査等が可能な司法的手段によるほか採り得る手段がなく、また、①のとおり、健全育成条例で禁止される行為を明確に規定すれば、違反した者に対しては処罰について十分な事前の告知があったと言え、かつ、処罰権限の濫用のおそれもないことに鑑みれば、直罰規定とすることは妥当である<sup>15</sup>。

## ③ インターネットを介した勧誘行為を条例で規制することの妥当性

インターネット上で完結する行為の規制であれば、地方自治体ごとに定められる条例には馴染まないとの指摘もあり得るところ、青少年の自画撮り被害の事例を見てみると、SNSや電子メールだけでなく、電話が使用されることもあり、何らかのツールの使用により地方公共団体の区域において勧誘者から被勧誘者へ働きかけを行う「勧誘行為」として捉えることができるものである。

したがって、インターネット外の行為の禁止と同様に、その禁止を条例で規定することは妥当である<sup>16</sup>。

なお、「勧誘行為の禁止」を定める規定は、健全育成条例や東京都迷惑防止条例のほか、児童ポルノ禁止法や売春防止法にも規定例がある。

## ④ 児童ポルノ禁止法との関係で本条例規制が許容されることについて

児童ポルノ禁止法には、青少年の自画撮り被害に繋がる勧誘行為について、

14 本協議会第3回児童健全育成部会における中央大学藤原静雄教授の講演において同旨発言

15 同上

16 同上

これを規律する明文の規定はないが、法全体から見て、当該行為についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解する根拠はない。

また、同法第7条第4項は、青少年の自画撮り被害自体に適用されることがあるが、本条例規制は、青少年の自画撮り被害に繋がる勧誘行為を、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年に対するその福祉を阻害するおそれの高い行為であるとして処罰するものであり、同法とは目的が異なり、その適用によって、同法の意図する目的と効果を何ら阻害することもない。

したがって、同法との関係で本条例規制は許容されるものと考えられる<sup>17</sup>。

ウ アの禁止規定を設けることにより、悪質な勧誘行為の抑止効果や、勧誘段階での取締りによる青少年の画像提供の未然防止効果のほか、青少年に対して、このような勧誘行為自体が「悪いこと」であり、それを断ることは「悪くないこと」であるとの認識を広げる効果も期待される。

## (2) 民間相談窓口を含めた関係機関の連携による勧誘段階での被害防止

勧誘行為の相談を受けた相談機関が相談者に画像提供を行わないことを徹底させた上で、迅速に警察に繋げ、刑法や(1)の禁止規定を適用した勧誘行為時点での取締りに努めるなど、民間相談窓口を含め関係機関が連携をして、青少年の画像提供の未然防止を図る必要がある。

そのためには、健全育成条例改正に合わせて、勧誘行為は断ることが正しく、勧誘行為を受けた場合には、画像を提供する前に保護者や相談窓口に相談をするということについて、関係機関が連携して青少年への普及啓発を強化することが必要である。

## (3) 他の道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要望

青少年の自画撮り被害については、勧誘者と被勧誘者が異なる都道府県に所在することが多いので、他の道府県の条例に同様の規定があれば、あるいは、児童ポルノ禁止法等に同様の規定があれば、被害を減らすためにより効果的な対策が可能である。

そこで、都の健全育成条例改正に合わせ、他の道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要望をしていくべきである。

17 本協議会第3回児童健全育成部会における中央大学藤原静雄教授の講演において同旨発言

### 第3 青少年が画像を送信した後の段階

青少年が自画撮り被害に遭い、画像を送信した後に、青少年の現在と将来への影響を最小限にするためには、当該画像の拡散を最小限に抑えることが重要である。

児童ポルノ禁止法にも、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置が規定されているが、被害への速やかな対応について、官民を挙げた取組が求められる。

#### 1 普及啓発、教育、相談等対応

##### (1) 相談しやすい窓口の整備等

都は、青少年に対し、画像を送信してしまった際の民間を含む相談窓口の周知を徹底することが重要である。

また、青少年は窓口相談することに対して、「親や学校に連絡がいくのではないか」、「対応した職員に怒られるのではないか」という不安を持ち、窓口へのアプローチを躊躇するケースも少なくない。

そこで、相談窓口は、被害に遭った児童の気持ちに配慮し、そのような不安を払拭するような広報を様々な機会を捉えて行うほか、相談の主体が児童・生徒であることを考慮して、電話相談をフリーダイヤルにすることや、その広報媒体に、青少年がよく利用するSNS等を利用することなどの検討もすべきである。

#### 2 技術的対応

##### (1) インターネット上の画像削除に関する民間の技術的取組の注視

民間において、画像の発見・削除要請を行う取組が始まっていることから、このような技術的取組の進展を注視する必要がある。

#### 3 規制等対応

##### (1) 民間相談窓口を含めた関係機関の連携による画像の拡散防止

被害の相談を受けた相談機関が相談者に削除要請の手順を適切に教示するなどした上で、迅速に警察に繋げ、児童ポルノ禁止法等あらゆる法令を適用した取締りに努めるなど、民間相談窓口を含め、関係機関が連携して被害に遭った青少年の画像の拡散を最小限に抑える必要がある。

## おわりに

本協議会は、東京都知事から諮問を受け、児童ポルノ等被害が深刻化する中で、特に現在喫緊の課題となっている青少年の「自画撮り被害」に焦点を絞り、現状と課題を整理した上で、具体的な対応方策について緊急に検討を行ってきた。

青少年も多様であり、その性的画像に関する価値観等も様々であること、青少年を守るために他の者の正当な活動を不必要に制限するものになってはいけないこと等に十分配慮し検討を進めた。

これらも踏まえると、対策に当たっては、まずは、青少年自身の性に関する健全な判断能力を育成することが重要であることは論を待たないところである。

加えて、その判断能力が未成熟である間は、これに起因して青少年の福祉が阻害されないように青少年、保護者等への普及啓発等を充実させることが重要である。

また、技術的な対応を促進することによっても、これを補完できる面もあるだろう。

さらに、青少年の判断能力が未成熟であることに付け込んだ悪質な勧誘行為といった何人も青少年に対して行うべきではない行為については、条例により禁止することも提言したところである。

なお、この禁止規定は、被害防止に向け、取締りのみならず、青少年への意識喚起にも資するものであることは本文記載のとおりである。

最後になったが、多様な視点を採り入れるため、外部有識者から、研究内容や取り組んでいる事業、様々な角度からの着眼点や意見をいただいたが、各位にはこの紙面を借りて感謝の意を申し述べたい。

被害に遭い、悩み苦しむ青少年が一人でも減るよう、本答申を踏まえた都の取組が一刻も早く行われるよう期待したい。

平成29年5月30日 東京都青少年問題協議会

## 参 考 资 料

## 諮 問

28青総青第1069号

東京都青少年問題協議会

会長 小池百合子 殿

高度情報通信社会やグローバル化の進展により、情報通信技術（ICT）がより一層社会に深く浸透し、世代や地域を越え、人と人とを結び付けるなど、実社会になくってはならないものとなっています。

こうした中、次代を担う青少年が、必要な情報や情報手段を積極的に活用し、主体的に課題解決を図るなどして、健やかに成長していくことは、都民すべての願いであります。

しかし、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、インターネット利用に起因するトラブルについて青少年から寄せられる相談が増加傾向にあり、特に、児童ポルノ等の性的な画像等に関するものが急増しています。

中でも、脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害や、このような被害に繋がりがねない働きかけを受け、悩み困惑する青少年からの相談が、近年の憂慮すべき特徴であります。

被害に遭った青少年は、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたり、また、一度インターネット上に流出した画像等は回収が困難で、将来にわたって不安を抱き続けたりすることになります。

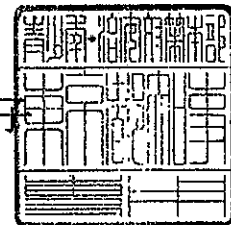
こうした事態は、青少年の健全育成上深刻な社会問題であり、このような被害に遭うことなく健やかに成長できるよう、一刻も早く環境を整備することが求められます。

この喫緊の課題に対処するため、普及啓発の充実、条例による悪質な働きかけの規制等を含め、取り組むべき対策について検討し、速やかに所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

平成29年2月21日

東京都知事 小池百合子



記

児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について

## 第31期東京都青少年問題協議会（児童健全育成部会）審議経過

### ○ 第1回総会

平成29年2月21日（火）

- ・副会長の選任
- ・会長（知事）挨拶
- ・諮問事項説明、専門部会（児童健全育成部会）設置、部会長の選任
- ・委員プレゼンテーション（坂元委員）

### ○ 第1回児童健全育成部会

平成29年2月21日（火）

- ・委員紹介
- ・東京都青少年・治安対策本部長挨拶
- ・諮問事項説明

### ○ 第2回児童健全育成部会

平成29年3月24日（金）

- ・青少年の自撮り被害に関するデータ紹介等
- ・講演
  - ① 警察庁生活安全局少年課  
課長補佐 鉢窪 政樹氏
  - ② 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
審査・運用監視室主任兼事務局長 藤川 由彦氏
  - ③ 違法・有害情報相談センター  
センター長 桑子 博行氏

### ○ 第3回児童健全育成部会

平成29年4月13日（木）

- ・悪質な働きかけ等に対する規制について  
条例改正の方向性（たたき台）説明  
講演 中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄氏
- ・普及啓発・教育等について  
現在の都の関連取組説明  
講演 東京大学大学院工学系研究科准教授 鳥海不二夫氏
- ・技術的対応について  
千葉県柏市の民間アプリを活用した取組紹介

### ○ 第4回児童健全育成部会

平成29年5月11日（木）

- ・国の動向等
- ・答申素案について



○ 第5回児童健全育成部会（拡大）

平成29年5月16日（火）

- ・ 答申案について

○ 第2回総会

平成29年5月30日（火）

- ・ 答申の決定

# 第31期東京都青少年問題協議会委員名簿

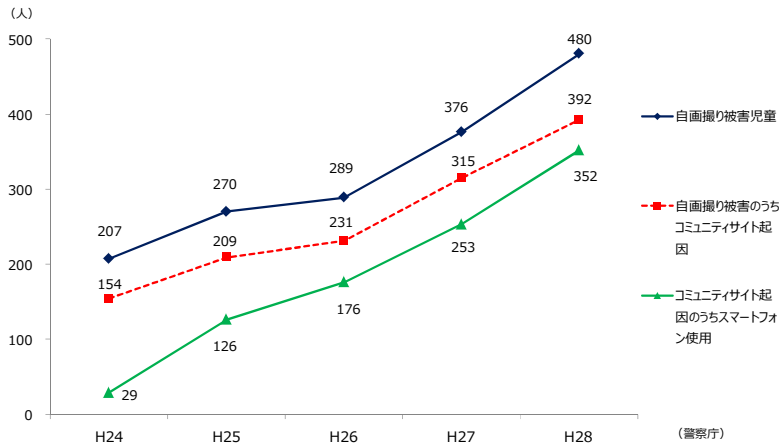
(敬称略)

平成29年5月30日現在

区分	氏名	所属等	備考
会長	小池 百合子	東京都知事	
都議会議員 6人	和泉 ひろし 堀 宏 道 栗山 欽行 伊藤 こういち 曾根 はじめ 小山 くにひこ	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2人	多田 正 見 高野 律 雄	江戸川区長 府中市長	
学識経験者 14人 以内 ※50音順	浅田 眞 弓 井利 由 利 岡田 貴 子 木村 光 江 河野 久 忠 古賀 正 義 坂元 章 穴戸 常 寿 坪井 節 子 土井 隆 義 村上 高 信 吉田 奨 吉田 善 博 渡辺 真由子	弁護士、丸ビルあおい法律事務所 臨床心理士、精神保健福祉士、公益社団法人青少年健康センター理事 都民公募 首都大学東京教授 特定非営利活動法人青少年自立援助センター常務理事 中央大学教授 お茶の水女子大学教授 東京大学教授 弁護士、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長 筑波大学教授 特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構常務理事兼事務局長 一般社団法人セーフターインターネット協会専務理事 都民公募 メディア学者、ジャーナリスト	専門部会長 副会長、専門部会長
関係行政庁 の職員 5人	小林 博 志 竹田 収 幸島 聡 中村 孝 佐藤 千 裕	東京労働局職業安定部長 東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8人	長谷川 明 廣田 耕 一 榎本 雅 人 中嶋 正 宏 梶原 洋 藤田 裕 司 中井 敬 三 田代 芳 広	東京都政策企画局長 東京都青少年・治安対策本部長 東京都総務局理事（人権担当） 東京都生活文化局長 東京都福祉保健局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	

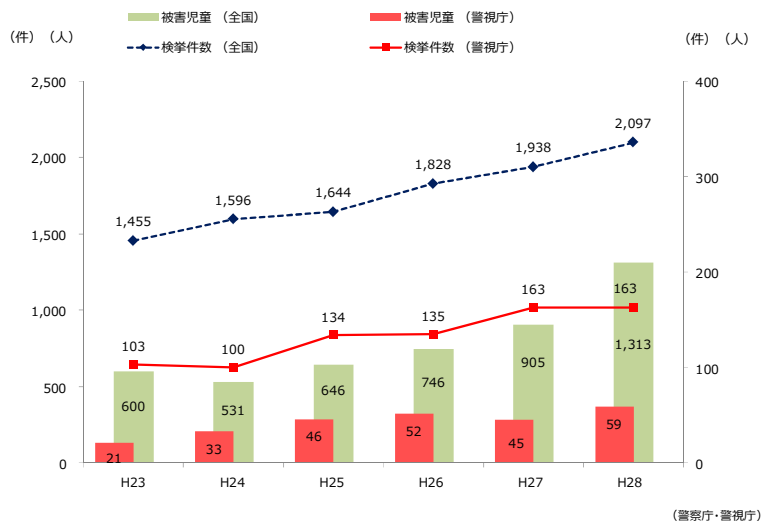
# 青少年の自画撮り被害を取り巻くデータ

## 児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移（全国）

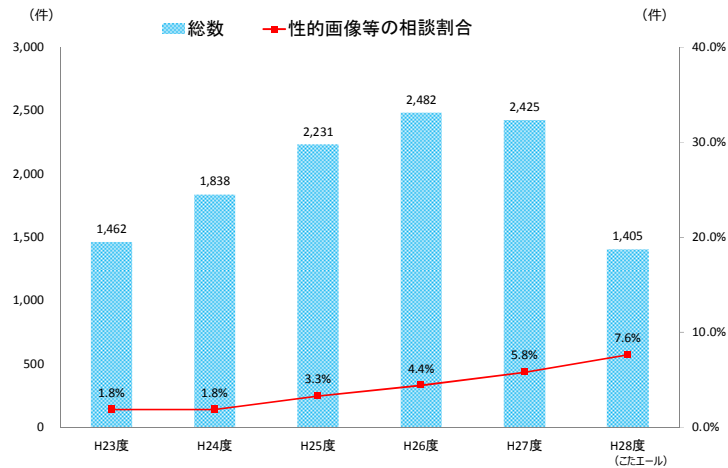


※コミュニティサイト…SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称

## 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害児童数の推移（全国・警視庁）



## 児童ネットトラブル相談件数（東京都）



# 東京都青少年・治安対策本部における自撮り被害防止に資する普及啓発の取組について

## 現在までの取組（～平成28年度）

### 講習会

- 1 性被害防止対策講演会実施  
（平成27年度～）  
児童ポルノ等の対策として保護者、地域の人等を対象に年間60回実施
- 2 家庭のルール作り（ファミリールール）事業  
（平成18年度～）  
ネット等の家庭でのルール作りを普及啓発するため、保護者や生徒等を対象に講演会、グループワークを実施  
【平成28年度実績】  
講演会493回、グループワーク82回



### 配布物の作成

- 1 児童ポルノ被害防止リーフレット（平成24年度～）  
児童ポルノ等の対策として都内全新小学5年生の保護者に配布（毎年3月）
- 2 スマホ利用に関する啓発リーフレット  
（平成27年度～）  
ネット等の有害情報から青少年を守るための対策として都内全新中学1年生及び保護者に配布（毎年3月）
- 3 携帯電話販売店配布チラシ（平成24年度～）  
フィルタリングの啓発のため、携帯電話販売店で保護者を対象に配布（毎年2月販売店に13万5千部）



<生徒用> <保護者用>



## 自撮り被害等の問題の深刻化

## 平成29年度の取組

### 講習会

- 1 性被害防止対策講演会
  - ・ 内容の充実（自撮り、JKビジネス対策の追加）
  - ・ 大学生を活用したグループワークの試行実施<新規>  
高校生に自ら考え、行動させるため、年齢が近く影響力のある大学生を進行役としたグループワークの実施
- 2 家庭のルール作り（ファミリールール）事業  
子育て支援団体や企業などでの開催を働きかけ、グループワークへの保護者の参加拡充

### 配布物の作成

- 1 児童ポルノ被害防止リーフレットに自撮り被害への啓発を追加
- 2 スマホ利用に関する啓発リーフレットに自撮り被害への啓発を追加
- 3 携帯電話販売店で配布するリーフレットに自撮り被害の増加状況を追加
- 4 性被害防止対策リーフレットの作成、都内全高校生への配布<新規>
- 5 性被害防止対策DVD（生徒・保護者等用2種類）の作成、都内全高校及び関係機関への配布<新規>

### その他

- 自撮り被害の防止及びJKビジネスに伴う性被害防止に係る普及啓発の実施<新規>
- ・ イベント開催
  - ・ 特設HPの開設
  - ・ WEB広告、SNS等を活用した広報の実施

## 自画撮り被害の主な事例

### 1. 執拗に画像送信を働きかけられた事例

A（中学生・女子）は、男性Bと無料通話アプリで交友していたが、ある日、Aは裸の写真を送るようBから催促されるメッセージを受信した。

Aは、相手にせず「いやだ」と断っていたが、Bからしつこく催促のメッセージが来た。

Aは断ることに疲れ、あきらめた気持ちになり、自分の上半身裸の写真を撮影し、送信してしまった。

### 2. 同性になりすました相手から、体の悩み相談を装って画像送信を働きかけられた事例

C（高校生・女子）は、ゲームアプリで知り合った女性（実際は男性）Dに、体についての相談にのってもらったところ、Dから「相談に必要なだから顔、胸、性器等の写真を撮って送ってほしい」などと言われた。

Cは、Dに言われるがまま、自分の性器等を撮影し、送信してしまった。

その後、Dから実は自分が男性であることを知らされ、連絡がとれなくなってしまった。

### 3. 威迫により画像送信を働きかけられ、エスカレートして強姦被害にまで及んだ事例

E（学校区分不明・女子）は、大学生と名乗る男性FとSNSで知り合い、無料通話アプリで連絡を取るようになった。

Eは、他愛もないことでFから怒られ、これを契機に「胸の写真を送って」、「土下座した全裸の写真を送って」等とFから申し向けられるようになった。

Eは、断るとまた怒られると思い、自分の胸の写真と、裸で土下座した写真を撮影し、Fに送信してしまった。

1か月後、EはFと会うことになり、ホテルで無理やり性交させられた。

### 4. 金銭の支払いを約束して画像送信を働きかけられたが支払われず、エスカレートして強姦被害にまで及んだ事例

G（高校生・女子）は、インターネット上で知りあった男性Hにお金を支払う代わりに裸の写真を送ってほしいと言われた。

Gは、Hに裸の写真を送ったが、お金は支払われなかった。

さらに、「Gの裸の写真を売るぞ」「売らない代わりに会ってくれたら写真を消す」とHから言われ、どうしたらいいのか分からないままHに会ったところ、無理やり性交させられた。

### 5. 執拗に画像送信を電話で働きかけられ、エスカレートして脅迫被害にまで及んだ事例

I（高校生・男子）は、男性Jとインターネット上で知り合い、電話番号とメールアドレスを交換し、連絡をとるようになり、Jからしつこく裸の画像を送るよう求められた。

Iは、Jがあまりにもしつこいので困ってしまい、一度だけ自分の裸の写真を送ってしまった。

すると、Jから「顔が可愛いからまた送れ」と言われ、Iは断っていたが、今朝も電話がかかってきて「裸を見せないと殺すよ」と脅迫された。

# いわゆる「自画撮り被害」に遭う子供たちについて

お茶の水女子大学 教授 坂元 章

本稿は、第31期東京都青少年問題協議会第1回総会（2017年2月21日）において、筆者が行った、いわゆる「自画撮り被害」に関する講演内容を中心に、補筆をしたものである。

スマートフォンの急速な普及とインターネット利用の低年齢化に伴い、これらの利用に起因するトラブルについて、都の青少年・治安対策本部が開設している、ネット上のトラブル相談窓口「こたエール」に青少年から寄せられる相談が増加傾向にあり、そのうち、児童ポルノ等の性的画像等に関する相談が急増している。

中でも、脅されたり、騙されたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる「自画撮り被害」に関する相談が最近の特徴である（東京都青少年・治安対策本部、2017）。

実際に、警察庁(2016)によれば、児童ポルノ事犯について、「自画撮り被害」に遭った子供の数は、全国で、平成24～27年度、順に207名、270名、289名、376名と増加している。もちろん、この陰に、表面化していない事例が多くあると思われる。こうした状況や、当該被害の深刻さに鑑み、東京都は、この問題に対して取り組むこととなり、第31期青少年問題協議会の検討課題とされた。

本稿では、まず「自画撮り被害」の事例を紹介し、その後で、「自画撮り被害」の概要に関する一つの解説を行う。そして、被害をもたらさうる、子供の発達過程や認識の不足について論じ、最後に簡単なまとめを記述する。

## 自画撮り被害の事例

### 相談事例

先述の「こたエール」という、都が開設しているネット上のトラブル相談窓口に寄せられた相談事例を紹介する。

中学生が、出会い系サイトで知り合った人とやり取りを始めた。最初に顔写真、次に顔と胸出しの写真を要求された。何度も断ったが、しつこく言われたので渡してしまった。そして、会おうと言われたので、渋々会った。彼女は関係を切りたいと思い、返信をしなかったり、非表示にした。それを行って、しばらくしたら、「この写真、ネットでは撒くよ」と言われ、前に渡した写真で脅された、という相談である。

ここで注目されるのは、「しつこく言われた」である。執拗に要求され、性的写真を送ってしまったのである。

もう一つ注目されるのが、「前に渡した写真で脅された」である。一旦、性的写真を送れば、それを材料に脅迫され、さらに要求が続く。そして、加害者はより強力な材料を手にし、要求もしばしばより過激なものになっていく。

この相談には続きがある。

怖くなってブロックし、削除、やり取りしていたアプリ自体も初期化し、削除した。ネットのどこかで自分のあの写真がばら撒かれているのではないかと思って怖くて怖くて仕方ない。もし、これが学校や友達、親の目に入ったら、もう生きていけなくなると深く考え込んでいる。また、将来、何かしらの形で再会してしまったらどうしようなどと考えてしまう。警察に相談しようかと思ったが、こんなことの相談だと流されるのではないかとか、結果的に、親に知られたら追い出されるのではないかと思い、できていない。

このように、「怖くて怖くて仕方ない」「もう生きていけなくなる」「どうしよう」とあるように、被害者は、写真の送信後、深い恐怖と不安を感じている。そして、「流される」「追い出される」に見られるように、誰にも相談できず、孤独の中で悩み続ける子供の姿がある。

## 報道事例

次に、報道された事件事例を3つ紹介する。

第1に、「40代男性は、男子大学生になりすまし、女子小中高生ら約1,600人と無料通話アプリ上で知り合い、うち約130人にわいせつな画像を送らせた。」である。これは、加害者が多数の子供に接触していることを示す事例である。

第2に、「30代男性は、インターネット上で知り合った女子中学生に対し、裸の写真を無料通話アプリで数回にわたり送信させたうえ、ホテルで会い、淫らな行為に及んだ。」であり、被害が性暴力被害にまで至っている事例である。

第3に、「40代男性は、仲間から手口を聞いて、小学生の女兒に無料通信アプリの有料スタンプを贈り、見返りに裸の画像を送らせた。逮捕後、男は『小遣いが少なく、正常な判断ができない小学生を狙った』『他にも女兒5、6人に有料スタンプをプレゼントし、裸の画像を送らせた』『スタンプを10個も送りつけたら、ほぼ間違いなく画像を手に入れられた』と供述した。」であり、手口情報を共有していること、画像取得が容易であることが伺える。

## 自画撮り被害の概要

### 加害者の手口

相談事例や報道事例などを見ていくと、加害者の手口には多様なものがあることが分かる。

第1に、先述した相談事例にあったように、「執拗に要求する」という手口である。執拗に要求され、性的写真を送ってしまった子供は多い。

第2に、「脅迫」する手口である。様々なものが脅迫の材料となる。まず、性的写真がある。性的な写真を一旦送ると、それをばら撒くと言って、より過激な要求に応じさせようとしてくる。

これらは、すでに性的写真が手に入った場合の脅迫であるが、性的写真を得るための脅迫

としては、例えば、顔写真が材料になる。顔写真であっても、出会い系サイトなど子供にとって怪しげなところにはばら撒くと言われれば、それでも子供は戦く。さらには、完全に虚偽の情報、例えば、援助交際をしているという噂を流すということさえ、脅迫材料になりうる。

第3の手口として、金銭や物品（例えば、スタンプやコンサートのチケット）を渡すと約束して写真を送らせる手口がある。

第4に、なりすましがあがる。例えば、同年代の女子になりすまして、自分の体に関する相談がしたいので、写真を交換しようと被害者の女子に持ちかける。また、魅力的な男性になりすまして恋愛気分を高め、被害者に気を許したり、相手を喜ばせたいという気持ちにさせて、写真を送らせる。

第5に、加害者のほうから、まずは性的写真を送り、お返しに送り返さなければならないという気持ちにさせる。

第6に、要求をエスカレートとさせていく。例えば、最初は顔写真だけを入手しようとする。入手できるとそれを材料に脅迫をして、今度は下着の写真を入手する。下着の写真を入手すると、今度はそれを材料にして裸の写真を入手し、さらに、会うことを要求するというように、少しずつ要求と脅迫を強めていくという手段である。

第7に、大勢の子供にアプローチする。加害者はしばしば大勢の子供に接触している。その中には、必ず送り返す子供がいて、写真を入手しようと思えば、それは難しくないという実態がある。

### 性的写真の送信による帰結

写真を送信しても、脅迫は終わらずに、さらなる脅迫が続く、そして、要求は、しばしばエスカレートしたものになる。

また、一旦、送ってしまった性的写真は、いずれ朽ちてなくなるようなものでなく、半永久的に残る。コピーされて、他の人に渡っていけば、それをすべて抹消することはほとんど不可能である。そして、それは、いつ悪用されるかわからない。

こうした実体的な被害だけではなくて、子供は、送信の後、大きな心理的な苦痛に苛まれる。恐怖や不安、そして後悔である。そして、これについて誰にも言えないまま、長期にわたって悩み続けることになる。

### 自撮り被害の理由

3つの理由を挙げられるように思われる。

1つ目は、インターネットにはこうした写真送信を招く特性があることである。その特性とは、まず、当然ながらインターネットは簡単な操作で画像が送れる技術であるということである。また、スマートフォンなどモバイル機器を使えば、誰からも気づかれず、被害者は加害者に写真送信ができる。さらに、身元を明かさずにやり取りできることから、自分が誰だかわからないので問題は起きないであろうと安心して写真を送ってしまうことも考えられる。

2つ目の理由は、自撮りの日常化である。近年では、自撮りができるインカメラの性



能が向上したり、写真の加工アプリが発展している。また、写真を共有しやすいSNSが登場してきた。これらは、自画撮りを容易にしたり、楽しみを増幅させるものである。こうした自画撮りに関する技術的な発展によって、いわば自画撮り文化が浸透しており、自画撮りを当たり前で日常的なものにしているように見える。そのため、子供が自分の写真を気軽に発信しようとする傾向を持っているのではないかと思われる。これが2つ目の理由である。

以上は、被害者側の理由であるが、加害者側の理由も考えられる。それは、加害行為を招くインターネット特性である。インターネットを使えば、大勢の人に接触できる。また、被害者は、自分が誰か分からないであろうと思って発信するが、インターネットを使って情報を探したり、それをつなぎ合わせれば、相手を特定できることも少なくない。相手が特定できれば、それは強い脅迫の材料になる。

また、加害者は、仲間同士でやり取りをしているようである。性的写真や、手口の情報を交換している。これは、写真集めの楽しみを増幅したり、鼓舞したり、容易にしていると考えられる。こうしたグループはインターネットがなければ成立しそうもない。

## 子供の発達過程と自画撮り被害

子供の自画撮り被害を受けてしまう、さらにもう一つの理由として、子供の青年期における発達の特性があると考えられる。

青年期（13～18歳）にはリスク志向行動が盛んになるとされている。リスク志向行動とは、後でダメージを受ける可能性が高い行動である。例えば、万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪や、避妊をしない性行為などが含まれる。

### 情動反応性と自己統制の非バランス

リスク志向行動が盛んになることについては、青少年の発達の特質によるという指摘がある。具体的には、情動反応性と自己統制の発達のスピードが異なっているために、青年期では、それらの間に非バランス状態が生じるからというものである（Casey et al., 2008; Steinberg, 2010）。自画撮り行為も、将来のダメージが大いにあり得るものであり、リスク志向行動と言える。それゆえ、自画撮り行為も青年の発達の特質に影響されうるものと考えられる。

情動反応性とは、強い情動を感じて、生理的、行動的反応を起こすことである。これは、脳科学や心理学の研究によって、思春期にピークを迎えると見られている。思春期とは、中学生を中心とする数年間である。

実際に、行動神経学者であるニューヨーク州立大学の Linda Spear (2000) は、青年期の脳身体システムについて、青年は、ストレス感受的ドーパミンシステムを持っているとしている。ドーパミンとは、快感をもたらし脳内物質である。すなわち、青年期は、ストレスから離れて、心地よいものに近づく欲求が強まる時期であると考えられるということである。また、Spear は、これは、人間だけでなく、動物種を越えた傾向であるとしている。

一方、自己統制とは、欲求を抑えて、すべきことをするということである。自己統制の成熟は遅く、成年期以降までずっと伸び続ける。逆に言えば、成年に比べれば、青年の自己統制はまだ成熟していないということになる。

自己統制で大事なことは、一つはもちろん、すべきでないことをしないで済ませられるという行動抑制である。青年はこれに弱みがあるとされる。

もう一つ重要なのが、将来価値割引である。これは、すぐに得られる報酬に対して、将来に得られる報酬の価値を低く捉えることである。青年は、この割引率が大きいとされている。また、もとより青年は、未来の結果がどうなるかよく考えようとしなないとされている。このように、青年は、将来のダメージについてよく考えなかったり、それを大きなものと捉えたりせずに、今、したいことをしてしまうことになりやすいと考えられる (Steinberg et al., 2009)。

以上をまとめると、青年期には、情動反応性が高まり、強い欲求を持ちやすくなったにもかかわらず、自己統制の成熟が途上であり、将来のダメージを過小評価することから、リスク志向行動が顕著に見られるということである。これが非バランスの内容である。

なお、一般的な知能（例えば、言語能力、数的能力、論理性）の成熟は早く、思春期には成人に近づく状況になるとされる (Steinberg, 2008)。すなわち、青年は、リスクに関する理解はできるとしても、強い情動や欲求に直面した状況では、適切な判断や行動ができなくなると考えられる。

## 発達の特性の生得的性

こうした青年期の発達の特性は、多分に生得的なものと考えられる。

第1に、この特性は、脳神経科学研究によって、脳を中心とする身体構造からも認められる (Casey et al., 2008)。

第2に、この特性は、他の生物でも同様の傾向が見られる (Spear, 2000)。

第3に、生得的であれば、進化的な意味があるはずということになるが、実際にそうした説明が可能である。例えば、なぜ青年がリスク志向行動をとるかと言えば、青年は、家族から離れて危険のある新しい土地に行って繁殖することが求められる時期であり、それが積極的にできる種が生存してきたと説明できる (Spear, 2000)。犠牲になる個体がいっても、種としては、新しい土地で繁殖していく個体がいるほうが都合よいということである。

また、青年期の割引率が大きいことについては、青年にとって成長を優先することが重要であるからと説明される。例えば、動物行動学者である総合研究大学院大学の長谷川真理子 (2016) は、次のように述べている。なお、時間割引率という言葉が使われているが、将来価値割引と同様の意味と捉えられる。「一般に青少年は成人よりも時間割引率が高い。青少年は自分自身の成長のために、貪欲に資源を得ていかねばならないライフステージなので、成人よりも『今、ここ』を重視するよう、進化的につくられているのである。そこで万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪の率も、青少年の方が成人よりも高い。今欲しいものを手に入れること、今競争に勝つことが、将来の他の喜びよりも重要だからである。」ということである。

このように、青年の特性はもともと適応的な意味があったと説明できることから、これが

生得的であるという言い方を強めることができる。ただし、適応的であったのは、あくまで太古の人類や、他の生物であって、現代の人間については、環境や社会が異なっており、むしろこの特性の不都合さが大きくなっていると考えられる。現代では、寿命が長期化しており、将来の都合を考える必要が増している。また、青年がリスク志向行動をとることは、種としては有利でも、一人でも犠牲が出れば、それは受容できないというのが現代の価値観である。

以上のような青少年の発達の特性について、とりわけ具合が悪くなるのが、自画撮り問題であると考えられる。

すなわち、写真を送信するとき、被害者は加害者から執拗な要求や脅迫を受ける。これは、不快感情を高め、それを何とか回避したい、送ってしまえばすっきりするという気持ちにさせる。また、恋愛気分が高まっている場合では、相手からの評価が高まる、相手との関係性が向上するという思いから、写真を送ることに対する快感情は強いものになる。いずれにせよ、快感情を強く求めていくという状況が発生する。

冷静なときであれば合理的に考えられても、こうした情動や欲求が高まった状況では、将来の結果を重く捉えないという傾向が顕在化してくる。

このように、自画撮り被害というのは、情動が強くなる場面で発生し、また、とりわけ将来におけるダメージが大きい問題であり、それゆえ、青年期の特性がとくに不都合に働く問題であると考えられる。

### 安全な環境の提供

青年の特性が生得的なものであるとすれば、教育啓発というよりも、子供をリスクに触れさせないように安全な環境を提供することが効果的ということになる。

例えば、発達心理学者であるテンプル大学の Laurence Steinberg (2007) は、「なぜ青年がとりわけリスク志向行動をするかの理解は長く心理学者の課題となってきた。青年がリスク志向行動を示すのは、非合理性や無知のためには見えない。発達神経科学の知見に基づけば、青少年に刺激を求めさせる思春期と、認知統制システムの未成熟とのギャップが、リスク志向行動を起り易くさせている。この見方は、なぜ教育的介入があまり効果的でなかったのかを説明し、青年のリスクに関する考え方を变えるよりも、リスク志向行動が起こる文脈を变えるほうが有用であることを示唆する。」という内容を述べている。文脈を变えるというのは、自画撮りの問題で言えば、安全な環境提供と噛み砕けるものである。具体的には、例えば、フィルタリング等のシステムの導入、あるいは、加害行為を抑止するための法規制の強化などが該当する。

## 子供の認識不足と自画撮り被害

自画撮り被害の対策として、安全な環境提供の有用性が指摘されるとしても、教育啓発の取り組みも無視できない。3つの理由がある。

第1に、安全環境提供には、思考停止を招くという弊害がありうる。子供を危険な状況から引き離すだけであれば、子供はリスクについて考えなくなってしまう。これは、子供の自律的な判断力を育てない。万一、子供がリスクに遭遇したときに、むしろ危険な状況になる。

第2に、学術においても、生得論ばかりではなく、経験や学習によって、リスク低減できるとする学習論がある。環境提供だけではそちらを無視することになる。

例えば、発達心理学者であるペンシルバニア大学の Daniel Romer は「発達神経科学の最近の知見は、青年の脳は、青年期に増加する衝動的な動因を統制できるほど成熟していないことを示唆している。しかしながら、リスク志向行動は、長期の利益のために我慢ができるようにする経験を提供する。自己制御について完全に理解するためには、脳の成熟という普遍的な傾向によっては説明されない個人差について考えなければならない。」という内容を述べている (Romer et al., 2010)。脳の成熟によっては説明されない部分があり、それは経験であり、知識であり、学習であるということである。

Romer (2010)はまた、「青年期における脳発達の限界が、衝動性の統制を阻害するとする仮説に関する知見をレビューしたところ、こうした限界は大きくはない。むしろ、経験の不足が脳の構造的限界よりもはるかにリスクをもたらすと考える。」という内容も述べている。

ただし、生得論と学習論は、一応対立しているが、それはそれほど激しいようにも見えないところである。それは、お互いに他方の主張を全く無視することもできないと考えているからに思われる。

教育啓発が無視できない第3の理由は、まだまだ自画撮り問題に関する子供の知識や認識の不足が心配され、改善可能に見えるということである。現実には、被害者の中には、自画撮りが深刻な問題を起こしうることを全く認識していなかった子供が存在している。

また、自画撮り被害の深刻さに関わらず、実際に被害に遭うまでは、かなり楽観的な見方をしている人が多い。情報処理推進機構(2016)は、10000名に対する2016年度の調査で、「SNSで性的な写真や動画を撮影して投稿した」行動のことを「問題がある行為であると思うかどうか」を答えさせている。その結果、パソコン利用者では45.1%、スマートデバイス利用者では47.1%しか問題があると回答しておらず、半分に満たない。しかも、2015年度に比べ、この数値は減少している。特段、10代の対象者に関する数字が低いとは言えないが(パソコン利用者で34.3%、スマートデバイス利用者で50.6%)、いずれにしても、子供の知識や認識についても心配な数値であり、大いに改善可能なものに見える。

## まとめ

近年、子供の自画撮り被害が多く見られている。その理由としては、これまで述べてきたように、(a) 加害と被害の両面を促すインターネットの特性、(b) 自画撮り文化の浸透に加え、(c) 青年のリスク志向行動を導く生得的特性があると考えられる。さらに、(d) 子供の知識や認識の不足も懸念される。

また、自画撮り被害の問題に対応するためには、安全な環境の提供と、教育啓発のどちらの取り組みも無視できないと考えられる。

## 〈引用文献〉

Casey, B. J., Getz, S., & Galvan, A. (2008). The adolescent brain. *Developmental Review*, 28, 62–77

長谷川真理子 (2016). ダイエットの難しさ 毎日新聞 2016 年 5 月 15 日東京朝刊

情報処理推進機構 (2016). 2016 年度情報セキュリティの倫理に対する意識調査 情報処理推進機構

警察庁 (2016). 平成 28 年上半期の送致状況・被害状況 警察庁

Romer D. (2010). Adolescent risk taking, impulsivity, and brain development: Implications for prevention.

*Developmental Psychobiology*, 52,263–76

Romer, D., Duckworth, A. L., Sznitman S., & Park S. (2010). Can adolescents learn self-control?: Delay of gratification in the development of control over risk taking. *Prevention Science*, 11, 319–30.

Spear P. (2000). The adolescent brain and age-related behavioral manifestations. *Neuroscience and Biobehavioral Reviews*, 24, 417–463.

Steinberg, L. (2007). Risk taking in adolescence: New perspectives from brain and behavioral science.

*Current Directions in Psychological Science*, 16, 55–59.

Steinberg, L. (2008). A social neuroscience perspective on adolescent risk-taking. *Developmental Review*, 28, 78–106.

Steinberg, L. (2010). A dual systems model of adolescent risk-taking. *Developmental Psychobiology*, 52, 216–224.

Steinberg, L., Graham, S., O'Brien, L., Woolard, J., Cauffman, E., & Banich, M. (2009). Age differences in future orientation and delay discounting. *Child Development*, 80, 28–44.

東京都青少年・治安対策本部 (2017). 児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について 東京都